

日本製鐵の広畑進出と都市形成における法定都市計画の影響および 社宅街造成について

日本製鐵(株)広畑製鐵所の初期工業開発の経緯 その1

A HISTORICAL STUDY ON SELECTION OF THE SITE,
INFLUENCES OF THE CITY PLANNING ACT FOR CITY FORMATION
AND DEVELOPMENT OF WORKERS' SETTLEMENTS
BY NIPPON STEEL CO. LTD. AT HIROHATA IN HIMEJI CITY
The process of industrialization for Hirohata by Nippon Steel Co. Ltd. Part 1

角 哲*, 中江 研**, 中野 茂夫***, 小山 雄資****, 平井 直樹*****

*Satoru KAKU, Ken NAKAE, Shigeo NAKANO,
Yusuke KOYAMA and Naoki HIRAI*

This paper examines land selection process for new factory and development of worker's settlement by *Nippon Steel Co. Ltd.* in the 1930's from 3 scales, region, city and settlements. It was first time for *Nippon Steel* to construction of factory at a place near big cities. That location was a general tendency of at that time. Japanese government and *Hyogo* Prefecture restricted development by *Nippon Steel* aiming at realization of ideal city planning. The plan of urban development of *Hyogo* prefecture and *Nippon Steel* were differed greatly. *Nippon Steel* acquired the company residence sites as a factory, and constructed company houses.

Keywords: *Modern day Japan, Heavy industry, Hirohata works, Nippon Steel Co. Ltd., and Company town*

近代, 重工業, 広畑製鐵所, 日本製鐵株式會社, 社宅街

1. はじめに

本稿は、旧広畑などからなる姫路市広畑区の初期工業開発について、日本製鐵(株) (現新日鐵住金(株), 以下「日鐵」) の工場進出に着目して明らかにすることを目的とした第一稿である。本稿の着眼点は3つあり、第一に複数の府県に跨がる広域から広畑を選定した経緯、第二に敷地選定地における工場建設への法定都市計画 (以下「都市計画」) の影響、第三に工場建設に併せ日鐵が独自に開発した社宅街と工場の位置関係である。本稿では「広域>都市>社宅街」という圏域の大小の視点から産業都市開発における企業の動向を把握する。

昭和9 (1934) 年2月に官営製鐵所と民間5社が合同して発足した国策企業である日鐵は、1~2次拡充として八幡や釜石などで既存工場の拡張を行なった。つづく3次拡充は輪西 (室蘭), 4次拡充は広畑, 5次拡充は朝鮮の清津で、いずれも新規に工場を開発した¹⁾。工場進出がそれまで一農漁村にすぎなかった当地の都市化を加速させ、現在の都市基盤を整えたことは室蘭, 広畑, 清津に共通する。一方、八幡や室蘭, 釜石の工場が資源供給地近接であるのに対し、広畑は日鐵初の消費地近接の工場であること、また、内務省と兵庫県による都市計画が初期の段階で導入されたこと、既報²⁾の通り後に住宅営団 (以下「営団」) が関与することは広畑の特徴である。

明治初期の資本主義確立期から、多くの産業都市は企業主導で開

発が進められた。大正8 (1919) 年4月に都市計画法が公布されると、国や自治体は、これを開発が進んでいた全国の産業都市に後追的に適用していった³⁾。しかし、昭和初期の資本の寡占期から昭和12年以降の戦中期には両者が同時に進むようになる。鉄鋼業に目を向けると、昭和17年当時、兵庫県都市計画課長の職にあった長澤忠郎は、広畑で都市計画を進めるにあたり視察した八幡について「街の伸びるままに放任」した結果「此の街を改造」するための費用は多大で、こうした無秩序な開発が行なわれないよう「工場中心の産業都市建設の都市計画事業をやるべき機会は到来した」と『建築と社会』⁴⁾に記している。このように、昭和11年4月1日に策定された日鐵4次拡充による広畑の開発は、企業開発と都市計画が同時に進むようになる初期の特徴を検討する上での好例といえる。

産業都市に関する研究は、建築の分野に比べて経済や経営の分野で先行し、多くの蓄積がある。その例として岡田知弘の「重化学工業化と都市の膨張」⁵⁾や長島修の『官営八幡製鐵所論 国家資本の経営史』⁶⁾、沼尻晃伸の『工場立地と都市計画』⁷⁾などがあげられる。これらは分野の性格上、物理的な空間について考察するものではないが、産業都市を読み解く上で多くの示唆を与えてくれる。

このうち、岡田は戦中期の重化学工業の進展による地域開発について、「公共の資金や政策を動員しての地域開発が、一部の私的資本

本稿は、2011年度日本建築学会大会(関東)「日本製鐵(株)広畑製鐵所社宅街の展開と京見社宅街の施設配置について」の一部に大幅に加筆し、再構成したものである。

* 北海道大学大学院工学研究院 助教・博士(工学)

Assist. Prof., Faculty of Engineering, Hokkaido Univ., Ph. D.

** 神戸大学大学院工学研究科 助教・博士(工学)

Assist. Prof., Graduate School of Engineering, Kobe Univ., Dr. Eng.

*** 島根大学大学院総合理工学研究科

Assoc. Prof., Interdisciplinary Faculty of Science and Engineering, Shimane Univ., Ph. D.

准教授・博士(都市・地域計画)

**** 鹿児島大学大学院理工学研究科 助教・博士(社会学)

Assist. Prof., Graduate School of Science and Engineering, Kagoshima Univ., Ph. D.

***** 清水建設技術研究所 研究員・博士(学術)

Researcher, Institute of Technology, Shimizu Corp., Ph. D.

の利害と連携して行われた」⁸⁾とする。ここでいう公共の資金や政策として、手法が成熟しつつあった都市計画があげられるし、営団の関与もその範疇に入るであろう。岡田はまた、企業が複数の分工場を展開していく「マルチプラント化」の過程で「資源に制約されない企業内分業が可能になった」⁹⁾のが1930年代であることを広畑を含む全国の事例から明らかにしている。

鉄鋼業に関する建築の分野での先行研究として、八幡に関する『福岡県の近代化遺産』所収の開田一博の解説¹⁰⁾や釜石や室蘭における日鐵の開発について論じた拙稿¹¹⁾があるが、これらは資源供給地近接の事例であり、広畑とは立地条件が大きく異なる。

日本近代の建築・都市史の分野では、藤森照信の『明治の東京計画』¹²⁾をはじめ、都市計画による既存都市の改造など、国や自治体に着目した研究の蓄積がある。都市計画史の視点では企業に着目した『企業城下町の都市計画』をはじめとする中野茂夫の一連の成果¹³⁾や越澤明の「戦時期の住宅政策と都市計画」¹⁴⁾があり、越澤は「昭和一二年以降全国各地で大規模な軍需工場の建設が都市近郊・農村部で行なわれ…その代表例は、広」と広畑を位置づけている。また、近年、企業社宅街に関する研究が継続され、その成果のひとつとして『社宅街 企業が育んだ住宅地』¹⁵⁾が刊行されている。同書の視座は単一企業による社宅居住者の環境整備に重点をおくもので、土居義岳の八幡の高見社宅街に関する研究¹⁶⁾もこれに含まれよう。さらに、中川理が『日本近代都市史』¹⁷⁾で「財閥や土地会社といった近代に登場した資本が、都市空間の開発に何を狙っていたのか」を課題として指摘しており、これを敷衍するなら企業が開発した産業都市研究もそこに含まれるであろう。とはいえ、都市開発の主体に注目すると、複数の官庁、自治体、営団、企業という多数の主体が関与する広畑はこれまでの分類には当てはまらない。よって、本稿の成果は、工場立地が「資源に制約されない」時代に複数の開発主体が都市形成に関与するようになる初期の様相を明らかにする一助になり得ると思われ、その点において意義があると考えられる。

以上を踏まえ、本稿の企図を冒頭の3点に準じて記すと、第一に敷地選定の要因について、明治34(1901)年操業の官営製鐵所(現八幡製鐵所)や明治43年操業の輪西製鐵場(現室蘭製鐵所)は、産炭地との距離を重視し、地方の未開地に立地した。一方、広畑製鐵所は消費地の大阪や神戸へ接続良好な大都市圏に近接する。この相違に着目して日鐵が阪神地域から広畑を選定した意図を把握する。第二に都市計画の影響について、『広区画整理誌』¹⁸⁾が詳述する通り姫路市南西部の広畑一帯では、工場の建設決定からまもなく都市計画として土地区画整理事業(以下「区画整理」)が実施され、のちに新興工業都市のひとつとして国土計画に組み込まれていった。ここから都市計画兵庫地方委員会の計画と日鐵の思惑を自治体や組合の動向に照らしながら把握する。第三に社宅街について、日鐵は都市計画の影響を受けつつ独自に社宅街を開発した。昭和16年の営団設立後は、営団が開発した住宅地を購入して社宅にあてた。既報¹⁹⁾では営団の住宅地開発に臨時農地等管理令が影響したことを明らかにしたが、それ以前の社宅街開発の経緯は詳らかではない。ここから、日鐵が独自に行なった社宅街の開発計画について把握する。

本稿では、社史である『広畑製鐵所三十年史』²⁰⁾と『広畑製鐵所五十年史』²¹⁾、新聞記事、所内報『鐵の響』²²⁾、建設から操業までの記録をまとめた『広畑製鐵所年誌』²³⁾、日鐵発足前後に工務部の課長、

昭和12年5月に臨時建設局工務部長心得(翌年6月工務部長)²⁴⁾として開発の中心的役割を担った進来要の回顧録『建設ヲ顧ミテ』²⁵⁾、広畑製鐵所社宅管理事務所所蔵の図面などの企業資料、『兵庫県史』²⁶⁾、神戸地方法務局姫路支局所蔵の『旧土地台帳』や『広区画整理誌』などの行政資料、『広村誌』²⁷⁾などの郷土資料を用いた。

このうち『鐵の響』は社員からみた同時代的な情報を得られるが、内容の確度を見極める必要がある。また、『広畑製鐵所年誌』は昭和25年の日鐵解体後に富士製鐵が編んだもので、年代などに誤謬が散見される。さらに『建設ヲ顧ミテ』は「極秘」としてまとめられ、『日本製鐵株式會社史』などの骨格をなした資料と思われる。同書は開発意図を把握できる点で有効ながら、進来の理想に終始する記述もあり、その記述と実現した都市との対比が必要である。以下、各資料の長短に注意しつつ論を進めたい。なお、本稿での引用は文は固有名詞を除き現代表記に改めたほか、傍点は引用者による。

2. 日本製鐵の4次拡充による広畑選定の経緯

昭和11年7月、日本製鐵は4次拡充の候補地を選定し、8月から現地調査を開始する。そして昭和12年3月1日、重役会議において広畑での新工場建設を決定し、7月21日には地鎮祭を執り行なった。

2.1. 工場の立地と稼働条件に関する日本製鐵の視点

進来要は、工場立地条件について「大体論としては原料地に近く輸送距離に近き事が先決」で、大きく1石炭供給地近接、2鉄鉱石供給地近接、3消費地近接に分類する。このうち、1として八幡と室蘭をあげ、アメリカのピッツバーグやドイツのルール地方との類似性を指摘する。また、2として釜石と中国の鞍山や大冶、3として京浜や阪神の小規模工場をあげる²⁸⁾。広畑は3の消費地近接である。進来が指摘する消費地近接の長所は6点あり、そのひとつは「(四)社宅、宿舍、配給所、病院及学校其他の福利施設に対し費用を比較的多額に要せぬ」²⁹⁾ことで、福利厚生施設の設置や運営の費用の軽減を重視している。具体例として、消費地近接の天津と原料供給地近接の蒙疆を比較し、蒙疆は僻地のため労働力確保が困難である上、福利厚生施設整備が負担となり操業が軌道に乗るまで時間を要したことを述べ、工場の稼働条件として福利厚生施設設置の費用と供用までの期間が短いことが重要であることを示している³⁰⁾。

2.2. 日本製鐵の敷地選定の方針

八幡工務部長として調査を担当した足立元二郎の「もう石炭、鉱石のあるところは内地にはなさそうだから、せめて鉄鋼の消費地に近いところにこしらえようという事になつた」³¹⁾という回想から、3次拡充の室蘭、5次拡充の清津に対し、4次拡充は本州での工場設置が前提であったといえる。日鐵が阪神地区を候補地としたのは、当時日本の鉄鋼取扱量の6割強を占めたこと³²⁾と「海軍から呉鎮守府に近いところ、瀬戸内海沿岸という希望も伝えられていた」³³⁾ことによる。日鐵は大阪府の堺、兵庫県の尼崎と大塩、尾上、広、和歌山県の海南の6ヵ所³⁴⁾を候補地とし、尾上を除く5ヵ所を調査した。進来によれば、日鐵は現地調査で「1.各地総工事費及原料、製品輸送費、労銀並製鉄開始時期比較表 2.各地気候及土木関係工事概要(イ)気候(ロ)交通(ハ)工場敷地(ニ)築港(ホ)水道(ヘ)社宅(ト)鉱滓捨場(チ)諸経費総計(リ)工事施行期間 3.原料、製品輸送費、労銀並副産物に依る損益比較表」の大きく3点を検討していた。

当時の日鐵の動向について『日本製鐵株式會社史』は「その重要

性にかんがみ、世間には公表されなかった」³⁵⁾と記すが、国家プロジェクトの情報拡散は必ず新聞各紙は大きく扱った。例えば、『大阪時事新報』の「大阪府下の尼崎或は堺附近」(S11.8.9)、『神戸新聞』の「尼崎は有力候補地」(9.19)、『中外商業新報』の「尼ヶ崎(兵庫県)堺市附近(大阪府)和歌山市附近(和歌山県)」(10.5)、『大阪毎日新聞』の「阪神地方(堺, 尼崎, 大阪市のいずれか)」(11.19)などの報道が目につくが、管見の限り広畑を有力候補地と見る向きはない。そうした中、昭和12年2月には「広畑付近地元住村民の工場誘致についての運動が一段と盛んにな」³⁶⁾り、「殆ど決定的だとさえ言はれてみた泉州堺を見事に打やつた」³⁷⁾が、誘致した当事者の村長は「今日まで秘密裏に事が運ばれ、突然のことでなんら心の準備もしていない」³⁸⁾と発言したほどの秘密性が保持された。ただ、この発言には広畑が有力候補とみられていなかったことも影響しているであろう。「秘密裏」の背景について進来は「土地買収は最も困難なるもの」³⁹⁾で、室蘭では工場拡張を見越して「沼地も山も一切を構なしに番地割せる図面を作成し之をブローカーが如何にも直ぐにも利用価値ある湾内有利の土地なりとして都会の金持ちに投資せしめ...土地所有者は止むを得ず之を銀行の担保等に入れ大戦後二十数年間売買せられ居らざりしものにて交渉頗る困難」であった。そのため、広畑では「輪西の轍を踏まざる様極秘裏に個人名義にて土地買収」⁴⁰⁾する案が重役会議で提出されたといい、足立も「調査に来たとなると地元がうるさいから内緒にしていた」⁴¹⁾と回想する。

2.3. 候補地の評価と消費地近接の利点

各候補地の位置関係と長所と短所、調査結果を図1に示した。進来によれば最終候補は大塩と広畑で、両者に大差はなかったが、水源、山陽本線との接続、土地所有者の数が少なく用地買収が容易、大部分が水田であるため大掛かりな地盤改良などせず直ぐに工事に着手できることが広畑決定の要因であったという⁴²⁾。加えて『広畑製鉄所三十年史』は人員確保が容易で、総工費が最安、地盤が良い、水深が十分であることを長所とし、障害は「特にあげるものなし」⁴³⁾と記す。必要な工場用地は「約三十万坪は大家新田... (大阪府) 商事会社を営んでいる大家七平さんの一人持... 夢前川積約二十万坪の官有地、大津村勘兵衛新田が三十万坪、それに民有地を加えた百万坪」⁴⁴⁾に「海岸岸立によつて約五十万坪を造成」⁴⁵⁾して確保した。ただし、進来は「初め大阪を中心に成る可く近く地を(マ)とすべき予定なりしも阪神付近には工場多く好適の土地を求め難かりし故次第に比較的遠く相離るに至り」⁴⁶⁾大阪からの距離が77kmと最も遠かった広畑になったこと、足立は評価に甲がなく、乙の上が広畑、尼崎は丙、残りが乙であった⁴⁷⁾ことを述べており、広畑が有力地でなかったことが理解できる。ちなみに、こうした農地の転用が、昭和16年2月1日公布・施行の臨時農地等管理令を受けた営団の社宅開発に影響を与えることになった。

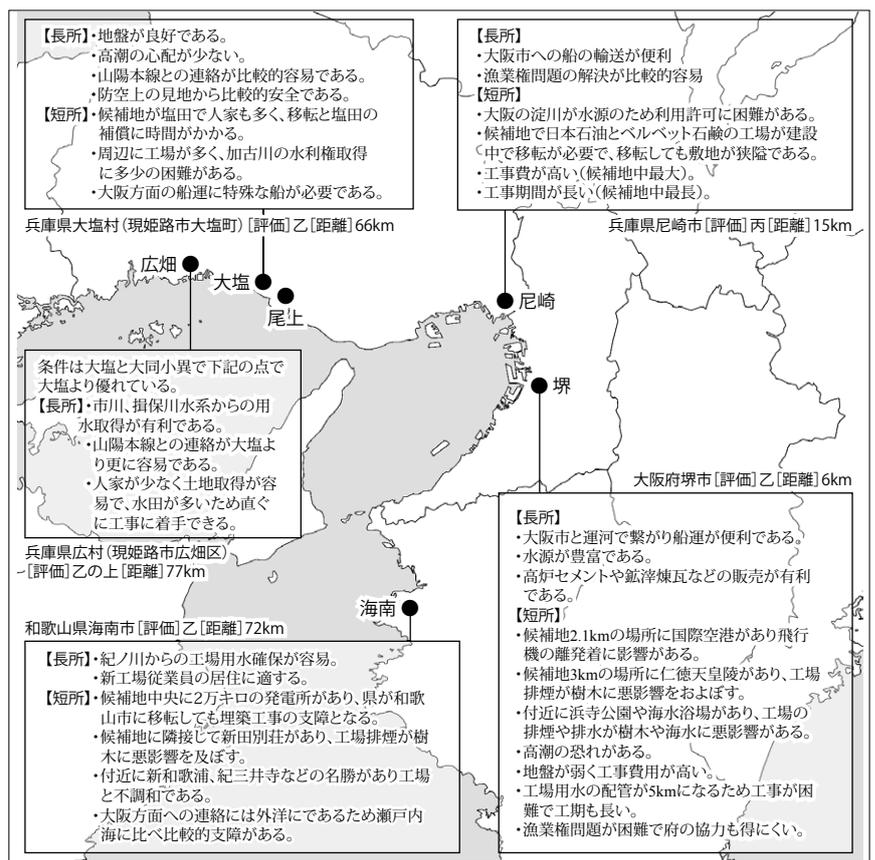


図1 4次拡充の製鉄所建設候補地の位置関係と長短の比較
 図注 『建設ヲ顧ミテ』、『広畑製鉄所三十年史』、『鐵の響』の内容を白地図にプロットして作成。

ところで、昭和9年頃、複数の民間企業が阪神を中心に工場敷地を求めていた。そのひとつの製油所建設では「阪神間では既に得ることが出来ず、特に一万屯級の貨物船の出来得る岸壁を持ち得る工場敷地は求めても無く」⁴⁸⁾、飾磨港から網干港の一带を敷地として計画を進めた。この計画は頓挫するが、阪神間が対象であること、1万屯級の船舶の停泊という条件は日鐵と重複している。日鐵が昭和11年8月の調査時にこの情報を得ていたか否かを判断し得る資料は把握できていないが、昭和11年7月発行の『飾磨町全図』⁴⁹⁾の旧夢前川河口に「長尾欽弥氏事業計画地」として製油所用地が記されているから(図2)、もはや阪神間に工場敷地がないことは既知であったと考えるのが妥当であろう。それでもなお阪神地域の他都市の調査を実施したことも広畑が有力候補地でなかったことの証左といえる。また、想像を逞しくするなら、工場建設に海軍の要望が影響していること、日鐵の国策企業としての性格から、関係各所との折衝で有利な条件を引き出せるという思惑があったのではないと思われる。

ここで、工場および周辺主要都市との距離と福利厚生施設整備について考えると、消費地近接の工場を都市近郊に設けた場合、必要施設の一部を都市ストックで賄うことが可能であるという利点がある。例えば、既報で論じた通り⁵⁰⁾、消費地近接で都市ストックが充実していた日鐵川崎製鋼所では福利厚生施設に特筆すべき建築施設は見受けられないが、石炭供給地近接で都市ストックに乏しい室蘭では企業が設置した施設の運営を従業員に委任してでも会社の負担を軽減しようとする姿勢が窺えた。また、新工場稼働に必要な労働者数と社宅の戸数の関係⁵¹⁾について、室蘭と広畑では必要な職員と

工員の数と同じであった。しかし、僻地の室蘭では職員、工員とも6割の社宅を必要としたが、周辺都市から通勤可能な工員を集められる広畑では職員5割、工員3割でよく、広畑の必要社宅総数(1,670戸)は室蘭(3,200戸)のほぼ半分である。さらに1戸当りの工事費は室蘭1,370円、広畑1,670円と、消費地近接の広畑が2割ほど高いが、総額では安価となり、消費地近接の利点がいかにされた。

ちなみに、選外となった海南や堺では、史跡や樹木への排煙の影響、つまり環境面の懸念があった。実際、昭和15年7月10日には工場排煙で稲田が枯れたことに対して区長から日鐵に陳情があるなど⁵²⁾ 周辺団体と環境面で多くの調整を必要とした。

以上の通り、日鐵は急務であった新工場建設を、海軍の要望もあり消費地近接として阪神間で行なう方針をたて、大阪より近い場所に敷地を求めた。大阪近郊に十分な用地がないことは先行する民間企業の調査で明らかであったはずながら、日鐵は調査を実施した。これは福利厚生施設の一部を都市ストックに依存して生産体制を早急に整えようとしていた結果といえる。ただ、他の4つ候補地では操業条件が整わず、周辺環境への景観や環境の影響も配慮して消去

法的に広畑に決定した。

3. 日本製鐵の広畑製鐵所建設と都市計画の影響

3.1. 広畑に適用された都市計画関連法の経緯と背景

最初に法定都市計画関連事項を概括する。昭和12年3月1日、日本製鐵は広畑での4次拡充を決定した。8日には局長の現地視察を実施し、12日に社長決裁を得て広畑決定を兵庫県知事に通知している。その6日後の18日、日鐵は広畑と隣接町村に適用する都市計画について、内務省、鉄道局、兵庫県、その他関係者による協議会を設けた。日鐵からは北村と進来の2名が出席している。進来は大正14年6月に八幡市都市計画調査委員に就任していた⁵³⁾ から、都市計画に関する専門的な知識を持っていたといえる。その結果、昭和12年10月14日に広畑へ都市計画法が適用され、11月26日に都市計画区域が決定する(内務省告示第697号)。このときの人口は12,670人、実地積は3,091ha、利用地積は2,094ha(広、八幡、大津、勝原、太田の5村)であった。この間の10月19日、日鐵は土地収用法に基づいた事業認可を出願している。その後、昭和13年7月30日に広土地区

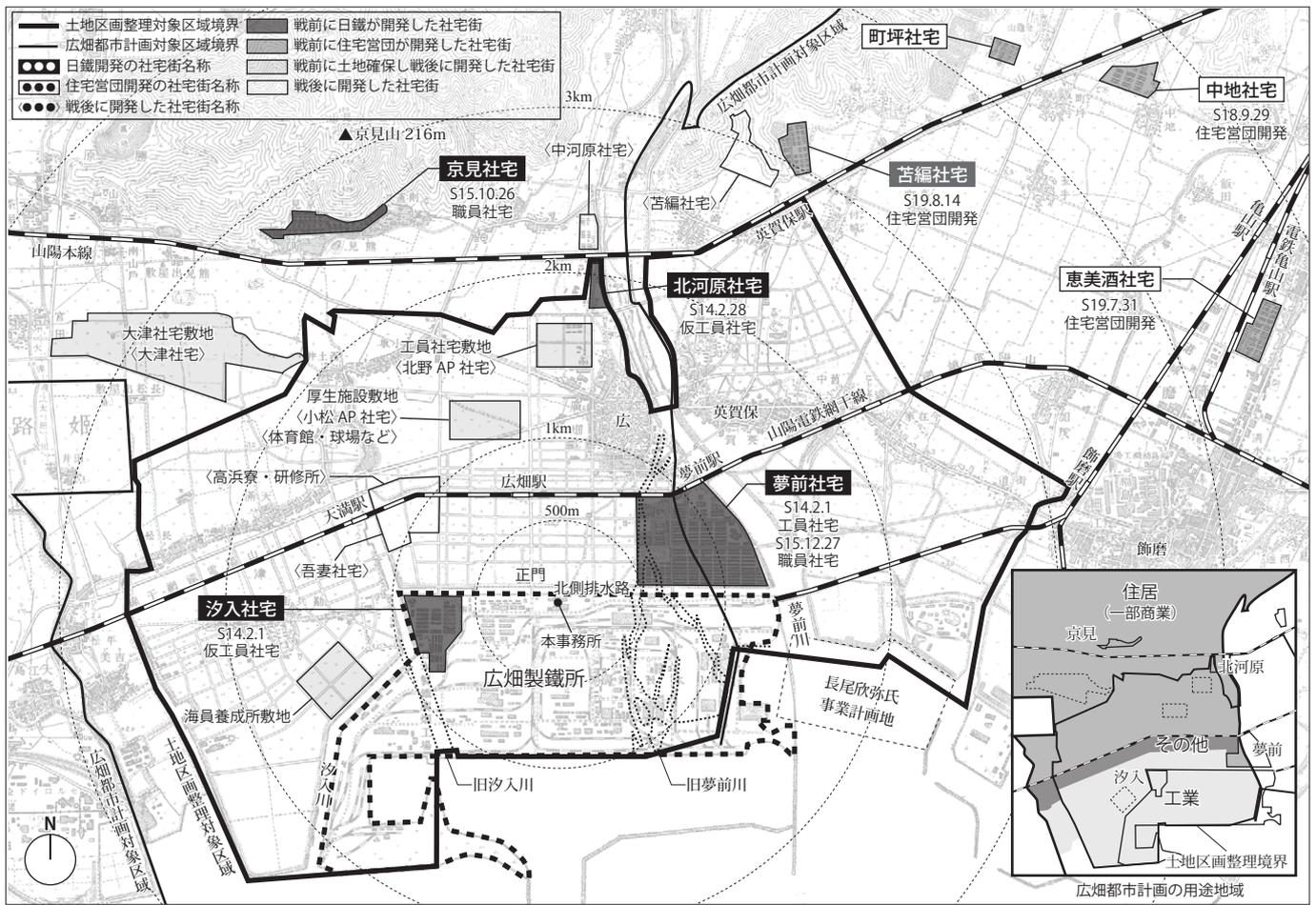


図2 広畑製鐵所と社宅街の分布

図注1. 国土地理院所蔵旧版地図「姫路南部」(「網干」(ともにT12測図、S22修正測図)を調製したものに、既報「日本製鐵(株)広畑製鐵所の社宅街開発における住宅営団の関与と臨時農地等管理令の影響について」を踏まえて加筆。
 図注2. 広畑都市計画および土地区画整理事業の対象区域は「広畑都市計画地域指定第一図」(昭和十七年公文雑纂 都市計画二十一止巻一三一)の記載情報を上記旧版地図に合わせ修正。
 図注3. 各社宅地の形状は日鐵所有地の正確な境界を示す資料を把握できないため、上記旧版地図と兵庫県公館政資料館所蔵『昭和17年(度)高砂土地区画整理』所収図面(図面名称なし)をもとに、国土地理院所蔵の米軍撮影空中写真、兵庫県立図書館所蔵の国土基本図(V-0E36・1/5000・S44測量、V-0E46・同・同、V-0E47・同・同、S46測量、V-0E37-3・1/2500・S39測量S46修正、V-37-4・同・同)から判断できる範囲を記した。
 図注4. 「長尾欽弥氏事業計画地」は「飾磨町全図」(『姫路市第五巻下本編 近現代2付図』)の記載情報を上記旧版地図に合わせ修正。
 図注5. 旧汐入川および旧夢前川の河道は、「広畑都市計画地域指定第二図」(『昭和十七年公文雑纂 都市計画二十一止巻一三一』)の記載情報を上記旧版地図に合わせ修正。
 図注6. 中原河では、昭和17年8月1日に仮寄宿舍が竣工している。

表1 広畑製鐵所の社宅街・寮の設置年表

施設名称	地区名	着工年月日	竣工年月日	旧市町村	広畑都市計画		広土地 区画整理	特記事項
					対象	用途地域		
広栄寮	(未特定)	S12.8.1	S12.11.30		—	—		31人収容。
汐入構内仮社宅	構内	不詳	S14.2.1	広村	内	工業	区域内	工員用、390戸、S19.10.31 苦編社宅に移住。
夢前員社宅	夢前	不詳	S14.2.1	広村・飾磨町	内	住居	区域内	「竣工年月日」は、第1回のもの。
北河原仮工員社宅	北河原	S13.10.2	S14.2.28	広村・八幡村	内	住居	区域内	八幡からの転勤者用140戸。S15.2.6 火災発生。
京見職員社宅	京見	S14.3.19	S15.10.26	勝原村・八幡村	内	住居	区域外	140戸。
夢前職員社宅	夢前	不詳	S15.12.27	広村・飾磨町	内	住居	区域内	
中河原仮寄宿舎	北河原	S17.4.16	S17.8.1	広村・八幡村	内	住居	区域内	
竹の木寄宿舎	(未特定)		S17.11.15		—	—		200人収容。「韓国専用」。
城山(旧八幡)社宅	城山	—	S18.4.1	八幡村	外	—	区域外	住宅営団より買収。
中地社宅	中地	—	S18.9.29	姫路市	外(姫路市)	住居追加	区域外	住宅営団より買収。
香楽荘	姫路		S19.6.25	姫路市	外	—	区域外	料亭香楽を買収。出張者用。
新和寮	姫路		S19.6.25	姫路市	外	—	区域外	料亭近松を賃借。海員宿泊所。
苦編社宅	苦編	—	S19.8.14	姫路市	外(姫路市)	住居追加	区域外	住宅営団より買収。
恵美酒社宅	恵美酒	—	S19.7.31	飾磨町	外(飾磨町)	住居	区域外	住宅営団より買収。

表注1. 竣工年月日、地区名、施設名称、特記事項は『広畑製鐵所年誌』『広畑製鐵所三十年史』『日本製鐵株式会社史』による。

表注2. 広畑都市計画は「姫路都市計画地域図」「飾磨都市計画区域地域指定第二図」「飾磨都市計画区域地域指定第三図」(『昭和17年(度)飾磨都市計画』所収)による。

表注3. 広畑都市計画のうち、「外(姫路)」は姫路都市計画区域を示し、「住居追加」は「姫路都市計画地域図」で「住居地域に追加指定」と記されるもの。

画整理施行規程が県知事に認可され(県告示623号)、7月21日に飾磨町と上記5村に市街地建築物法が適用された。こうした状況下で日鐵は工場建設を進め、昭和14年10月、第一高炉に火入れした。工場操業が軌道に乗ると人口も順次増加し、昭和16年4月1日には、広と八幡の2村が合併して広畑町が発足している⁵⁴⁾。

この様に、広畑で迅速に都市計画が適用された背景には、内務省に「日鉄側は直ちに買収事務に着手したが...工場建設地附近一帯の秩序ある発展にそなえるため都市計画を実施する」⁵⁵⁾意向があった。これを受けて県は都市計画法13条の規定、つまり公共団体施行の強制的な手段で姫路と広畑を対象に土地区画整理事業を施行した⁵⁶⁾。また、県が1町5村を一体として捉えた背景には「飾磨都市計画道路との連繫」⁵⁷⁾などを考慮して「当時の都市計画区域は飾磨及び広の両地域...この地区の持つ臨海工業地帯から考えて一貫した計画」⁵⁸⁾を行なう意向があった。進来によれば、県は「工場を中心に都市計画を施行」することを希望し、知事を組合長として約360万坪を対象に「工場敷地内外に居住する農民、地主の為め区画整理組合案」⁵⁹⁾を日鐵に提示した。というのも、県には日鐵の土地収用で評価額が安価になる対象敷地と、後に評価額の値上がりが見込まれる収用対象外の周辺土地の不均衡を是正する狙いがあった。また、工場予定地を夢前川が走るため、約3kmにわたって河川付け替えを実施しなければならず、この工事で生じる住民の不利益に対する懸念が生じ、県会ではどの様な不利益が生じるかを議論していた⁶⁰⁾。

日鐵には区画整理を適用すれば県の協力を得て土地を廉価で収用できる利点があった。しかし、換地手続きに時間を要し、急務である工場建設に影響がでる。そこで、日鐵は県に工場用地のみ自主買収することを申し出たが一部の例外を除いて許可がおりず、区画整理の実施に従わざるを得なかった。ただし、日鐵は社宅建設や夢前川の付け替えを独自に進められなかったが、工場建設の仮許可は得られたため、地主や小作人代表、漁業組合から逐次起工承諾書を徴収し⁶¹⁾、工場建設工事に着手できた。

3.2. 「理想的なる都市計画」と日本製鐵の意向の相違

県が区画整理を実施したのは土地評価額の不均衡の問題だけではない。「山はなく、殆ど坦々たる平野」⁶²⁾の広がる平坦地での計画について進来は「内地にては未だ且つて無き事」で、県の方針には内務省の「理想的なる都市計画を成就」⁶³⁾したいという思惑が影響し

ていたとする。

昭和35年に県が刊行した『広区画整理誌』は、当時の県が工場建設の緊急性を強く意識していたことを繰り返し強調し、「直接間接を問はず、国会会社設立にふさわしい、協力的な態勢」⁶⁴⁾であったと記す。しかし、「工場の建設という根本の事実があつてはじめて区画整理の必要を生じるのであるがまた一方工場の方からいえば工場建設のため是非必要な労務者住宅の建設が円滑に行われかつ快適な市街地が出来て労働力の再生産が充分になされるという意味において区画整理が是非必要...即ち工場建設と区画整理は相互依存関係にあるものであり、生産拡充という目的を達成するための双翼双輪である」⁶⁵⁾と、区画整理ありきの県の姿勢も窺える。

これらを踏まえ、区画整理の計画が記された『広土地区画整理事業設計図』(図3)⁶⁶⁾や『広畑都市計画地域指定第二図』(図4)⁶⁷⁾などをみると、工場正門から京見山に向かって3つのロータリーと中央分離帯を備えた幅員28mの通称「正門通」や、英賀保駅南のロータリーを中心とした放射環状の街区など、完成度高い計画を確認できる。この計画について、区画整理を担当した引野通夫は「単なる平和な農村だった地が一躍して理想都市に昇格」⁶⁸⁾すると述べている。測量で

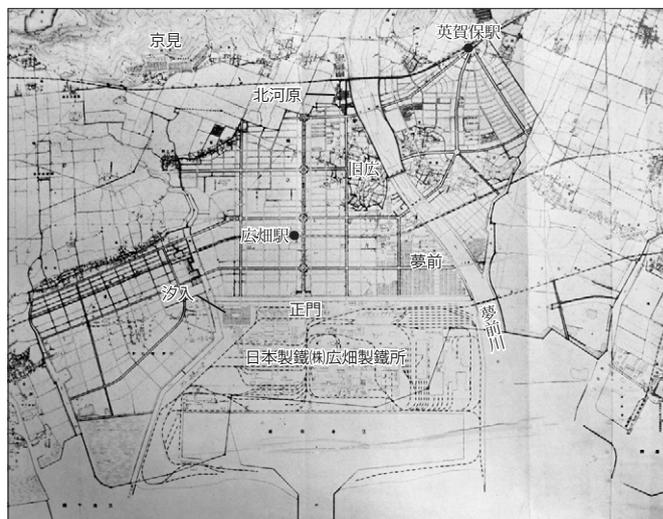


図3 広土地区画整理事業設計図
『広区画整理誌』所収の図の一部を調製の上転載。

は、まず第一高炉位置を京見山、苫編山の山頂と広畑の集落にある3カ所の測点から誘導して決め、各工場や道路を正確に東西南北線に沿ってならべた⁶⁹⁾。足立によれば真北線を決めるために北極星で測量を行ない、「県の都市計画もこれに合わせているので附近の道路は全部真南北線、真東西線でいつているはず」であるという⁷⁰⁾。これは足立の回想であるため真偽は判断できないが、実施された計画は足立の指摘通りである。国や県の主導で進んだ都市計画の基準が、高炉位置で決まっているのは、まさに工場を中心とした計画であるといえるであろう。

さて、進捗はこうしてできた案を「該案其のものは理想案」と認める。しかし、「区画整理事業が土地収用法と同等の効力あるや否やに就きての疑問すら生じ... 官史は概ね理想に走り且手続にのみ誤り勿らん... 時間的懸念に乏しく時に暇の掛る事等自己の直接責任にならざる事なれば会社の事業に迷惑ありとも関心薄く、急ぐ事業には全く頼りにならざる... 更に酷評を加ふれば区画整理組合に従事せる県の役人が此の組合事業が速に終了せば口が無くなる故ゆくりやらんとの一心理作用ありたる... 下級吏の法律番人に縛られ旨くゆかず為にて工場建設に重大なる支障を来さしめらるる」⁷¹⁾と痛烈に批判し、両者の認識の隔たりは大きい。また、『広村誌』は「騒ぎはひとり広村だけではない... 姫路も、飾磨もお裾合(ママ)けはあるものと雀躍したのは当然すぎる程当然... 姫路市長長田寺氏は、大道路の建設を洩らし、岡上飾磨町長は、その場で関係町村の大合併を提唱したものだ⁷²⁾」と記し、近隣市町村の興奮も区画整理を推進する状況に拍車をかけたと思像できる。

以上の通り、国や県は区画整理を前提とし、周辺市町村も便乗して都市基盤を整えようとした。一方、国策として工場建設は急務であるため、日鐵は効率的かつ現実的な開発をめざした。しかし、両者の思惑の隔たりは大きかった。日鐵は釜石で昭和11～12年に小佐野、昭和15～16年に小川(こがわ)の2つの社宅街を独自に開発できたが、広畑で区画整理の桎梏から逃れられなかったのは、日々刻々と厳しくなる時局に加え、成熟しつつあった「理想的な」都市計画を実践する場に広畑が位置づけられたからであろう。『広区画整理誌』は、当時の県が日鐵の立場を理解していたことを示しているが、これは

区画整理完了後の回顧であるからと思われる。同書巻頭言で坂本兵庫県知事は、先人の努力に敬意を払いつつも「昭和12年... 軍部から要請されて“広土地区画整理事業”に着手した。実にバカげた言葉が当時国中にはらんしたものだ⁷³⁾」と国や県が強行したといえる区画整理を批判しており、その背景として当時の時局が緊張状態にあったことを読み取れる。ただ、国や県の影響の少なかった釜石の小佐野や小川では、広場を中心とした特徴的な計画が実施されたが、日鐵の計画手法は戦時体制下で効率性を最優先したものであったからか、社宅は稠密しており、必ずしも広畑の様な都市開発という視点は持ち合わせていなかったとみることも可能であろう。

4. 日本製鐵の社宅街開発と工場との位置関係

4.1. 社宅街開発の前提

兵庫県は「新しい軍都若しくは工都の建設と併せて、これらの軍需産業に必要な公共施設及び住宅建設地の造成⁷⁴⁾」を図り、「住居地域は山陽電鉄軌道以北の地、同以南の地区は工業用地として利用されるものと想像⁷⁵⁾」した。実際、昭和17年の『公文雑纂』所収の「広畑都市計画地域指定第一図」⁷⁶⁾や「同第二図」(図4)をみると、山陽電鉄以北が住宅地域になっている。その理由は「商業並に路綫的商業地域...を除きたる残余の部分は土地比較的高燥なる」ため、居住環境への配慮が窺える。しかし、「夢前川下流にして日鐵職工社宅用地として利用されつつある一団地」を例外的に住居地域に指定している⁷⁷⁾。

広畑に適用された新興工業都市計画の昭和16年の内務省の指導には「工場従業員の3倍及5倍の人口を収容し得る市街地の範囲を整備」⁷⁸⁾とあり、「鉄鋼増産の伸びと、これに伴う従業員の予想が推測されなかつたので経営当事者の意見を聞いてその幾ばくかの従業員を予測」⁷⁹⁾したとある。但し、同計画の概要には「(ハ)宅地造成計画本事業においては宅地造成はこれを行わず⁸⁰⁾」と、宅地は開発していない。住宅営団が活動するのはこの時期であるから⁸¹⁾、宅地造成は営団事業として区分したものと想像できる。これらを踏まえ『広畑製鐵所年誌』と図2、表1から日鐵の社宅街の開発の過程と工場との位置関係を確認したい。

4.2. 社宅街開発の変遷

昭和14年2月1日、工場構内北西に汐入構内仮(工員)社宅、工場と運河を隔てた北東に夢前工員社宅、28日に工場から約2kmの夢前川右岸に北河原仮工員社宅の3つの社宅街が竣工する。昭和15年10月26日には工場から2.5～3km北西の京見山山麓に京見、12月27日に夢前の職員社宅街が竣工する。以後、昭和18年4月1日に城山、9月29日に中地、昭和19年7月31日に恵美酒、8月14日に苫編(とまび)、と営団開発の住宅地を買収して日鐵の社宅にあてた。

兵庫県公館県政資料館所蔵の土地区画整理事業区域図(図面名称なし)⁸²⁾には、「日本製鐵夢前社宅敷地」のほか、戦後にRC造アパート社宅を建設する北野が「日本製鐵工員社宅敷地」、球場や体育館を設ける小松が「日本製鐵厚生施設敷地」、汐入の汐入川対岸が「日本製鐵海員養成所敷地」、区画整理対象外の北西一帯が「日本製鐵大津社宅敷地」と記されている。このうち、戦後に北野社宅となる「日

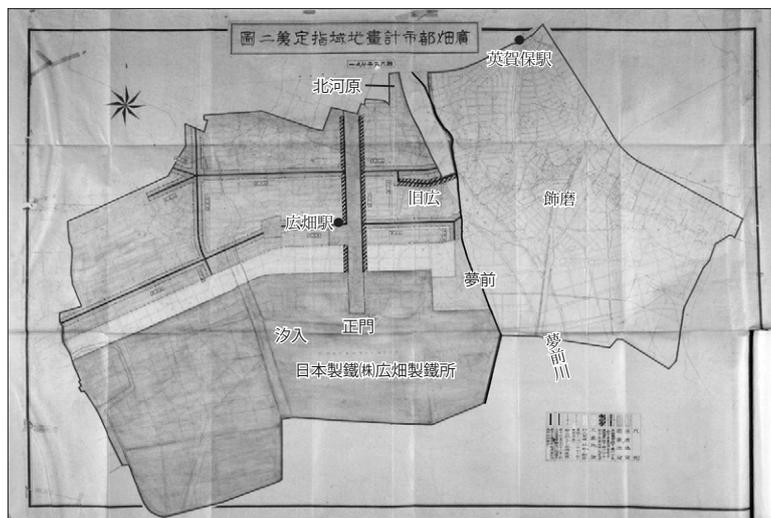


図4 広畑都市計画地域指定第二図
『昭和十七年 公文雑纂 都市計画 二十二止 卷一三一』(原図は着色) 所収を調製

本製鐵工員社宅敷地」は「指定替費地」、残りが「一般替費地」である。この図は「昭和17年(度)」の資料に所収されるが、高砂の区画整理関連資料であるため、当該年度の資料である確証はない。とはいえ、日鐵解体が昭和25年で、大津の土地買収は戦前に開始しているし、『創業25周年記念誌』⁸³⁾は、戦中期に日鐵が農場を直営で経営し、そのひとつが後の北野アパート用地、大津・勝原団地であったと記している。敷地位置は区画整理によって決定したと考えられるが、詳細は不明である。とはいえ、戦後に開発する地区も含めて社宅街用地は、区画整理の計画時から、少なくとも日鐵解体までには、その位置が決定していたと判断できる。

4.3. 社宅街開発と工場との位置関係

県は新興工業都市計画の指導に従い、従業員数の3～5倍を条件としたため敷地に余裕がある。また、県には「一般市街地は主要工場地の恒風方向を避け相互の距離は徒歩または自転車にて通勤し得る」⁸⁴⁾方針があった。『広村誌』の「日鐵通勤者トラック自転車の往来頻く、殊に朝夕の…交通量は一偉観」⁸⁵⁾という記述と、区画整理区域内の小松や北野の距離を考慮すると、社宅街の位置決定にはこうした方針が影響しているものと思われる。

一方、進来によれば、日鐵には「工員社宅ハ交通(ラッシュアワー)関係其他ヲ考慮シテ工場ニ近ク之ヲ求ムル方針…職員ハ工員ト區別シテ之ヲ少シ遠方ニシテ高燥閑佳ノ地ニ求メントノ方針」⁸⁶⁾があった。工員用の汐入と夢前が工場近接で、職員用で区画整理区域外の京見が独立しているのはこの方針に則している。しかし、社宅街のうち夢前の職員用が工場近接で、工場から約2km離れた工員用の北河原、区画整理区域内の小松と北野、区域外の大津が工場から独立するのは日鐵の方針に反している。日鐵の方針と実現した社宅街が相違するのは室蘭や釜石でも同様で、室蘭では主に工員用の幌別が室蘭市に隣接する幌別町(現登別市)、釜石では小川や松倉などが工場から独立している。とはいえ、室蘭や釜石は山あいでも敷地確保が困難であるため、平坦地を求めた結果、社宅街は工場から距離をとったのであって、広畑は平坦地で敷地に余裕があるにも関わらず独立している点で異なる。ちなみに、営団開発による広畑の社宅街が独立しているのは臨時農地等管理令の影響を受けてのことである。

日鐵の社宅街開発について区画整理の影響を考える場合、京見と大津以外は区画整理区域内にあるため『旧土地台帳』の帳票は事業が完了する昭和35年3月以降に新規作成されているが、それ以前の台帳は神戸地方支務局姫路支局にはなく、土地の履歴を把握できない。また、工場用地も区画整理区域内にあるが、昭和13年5月6日の兵庫県告示第395号に「第七条 知事ハ換地予定地指定前ト雖モ特別ノ事由アル場合ハ河川、道路等ノ工事ノ為必要ナル土地ヲ使用シ又ハ日本製鐵株式會社ヲシテ會社用地ニ該当スル区域ノ土地を使用セシムルコトヲ得」⁸⁷⁾とあり、3章第1節で示した通り、区画整理実施前から日鐵に対して工場建設に必要な土地の使用を認めた。

これらを踏まえて工場と社宅街の位置関係に目を向けると、まず、汐入は工場構内にある。構内に社宅を建設するのは工場規模が大きくない段階では一般的である。また、汐入は仮の社宅として開発したため、苦編を社宅として営団から買収した時に居住者を移動させている。つぎに、夢前は新旧の夢前川に挟まれている。この敷地を「都市計画事業広土地区画整理町界図」⁸⁸⁾と対応させると、昭和13年8月31日の県告示680号⁸⁹⁾の「1 兵庫県ノ使用スル土地」と「2 日本

製鐵株式会社ヲシテ、使用セシムル土地」として示される「飾磨郡広村大字広畑ノ内」と「飾磨郡飾磨町大字英賀」の土地に包含される。つまり、夢前も工場用地として日鐵が使用許可を得た用地に開発した。また、昭和17年12月8日の都市計画区域決定申請の際、山陽鉄道線路以北を住居地域とすることが基本とされるが、夢前社宅街を例外的に住居地域としたのは、日鐵の計画と都市計画が同時に進められた証左であろう。

さらに、日鐵は昭和13年10月2日、工場から離れた夢前川右岸で、仮の社宅街である北河原の開発に着手した。仮というのは、県が1月に着工した夢前川付け替え工事が完了した新河川の右岸から工期を分けて西に上記の夢前の開発を進めたからと考えられ、夢前での不足戸数を補う必要があったからと考えられる。しかし、工場から距離のあるこの用地を選定した理由は、関連資料が把握できておらず判然としない。北河原は、小松や北野と同様に区画整理区域内であり、県の告示で使用が許可された土地には含まれなかったため、日鐵は社宅街を開発できなかった。独自に開発するのであれば、京見同様、区域外に土地を確保する方法もあった。実際、昭和15年9月20日以降⁹⁰⁾、日鐵は社宅用地として大津の買収を進めることになるが、区域内の北河原を開発したのは、仮の社宅街であることと、工員社宅を工場に近接して設ける日鐵の方針に反するからと思われる。想像逞しく、区画整理区域内で北河原を開発した理由を考察すると、まず、夢前川の付け替え工事は河口から約3kmであり、ここに北河原が含まれている。また、夢前川河岸には20万坪の官有地があったといい、この土地に北河原の用地が含まれるとすると、地権者との折衝の手間も省ける。さらに、計画では工場から都市計画道路の広南北線(二等大路二類5号線)が走る予定であったが、区域内の北端部であり、また鉄道線路があって袋小路になるため当該箇所は重視されていなかった可能性もある。事実、戦前にはこの道路の北河原にかかる部分は開通しなかった。こうした背景から、県は一時措置として区域内の北端部にあたる北河原の用地を日鐵に供出し社宅街開発を進めさせたことが推測される。すると、日鐵ではなく県の意向で北河原が工場から独立したことになる。ちなみに北河原は同じ仮社宅の汐入のように除却されることなく、区画整理完了後の昭和35年3月8日に『土地台帳』の帳票が新規に作成されて恒久的な社宅街になった。

以上の通り、当初、日鐵は独自に社宅街開発を行なった。その用地は工場建設のため、県が特例的に使用を許可したものであった。しかし、日鐵の方針ではなく、区画整理の方針で用地を点在させ、結果として社宅街は独立することになった。また、国や県は福利厚生施設の重要性に鑑み、都市計画の用途指定で例外的な措置をとったのは日鐵の計画と都市計画を同時に進めた結果といえる。さらに、区画整理が昭和35年に完了するまで、戦前の方針の多くが引き継がれて現在の都市基盤となった。

5. むすび

本稿では、日本製鐵の4次拡充における広畑選定の経緯と社宅街開発へ法定都市計画がおよぼした影響、工場と社宅街の位置関係について考察した。その要点をまとめてむすびとしたい。

第一は広域的な視点で、日鐵は消費地近接の工場新設を目的に、6つの候補地を阪神地域に求めた。消費地近接の背景には、海軍の要

望に加え、新工場建設を急ぐ中、大都市に近接することで工場操業条件のひとつとして重視した福利厚生施設充実の負担を軽減できることがあった。消費地近接の工場建設は日鐵で初の試みであったが、工場が資源に関係なく立地可能になったこの時代の一般的な傾向であった。ただし、日鐵に先行して他企業が行っていた調査により、大阪近郊には新たな工業開発に耐え得る土地はなかった。それでもなお日鐵は調査を実施し、結果として大阪から最も離れているなど、必ずしも本命ではなかったが、相対的に評価が高かった広畑での新規工場建設を決定した。

第二は都市的な視点で、広畑では国の意向を受けて兵庫県が土地区画整理事業を実施し、のちに新興工業都市計画事業に結びついた。当初、工場建設に必要な大規模な用地は区画整理の例外として県から日鐵に使用許可が与えられた。しかし、その後は日鐵の自由な土地取得や開発は許されず、国や県の区画整理が先行して開発が進んだ。この点は、八幡や室蘭、釜石のような企業の主導で都市が形成される事例との相違点である。国や県は新工場の建設が国家事業として喫緊の課題であったことを理解しつつも、理想的な都市建設を目指し、また理想を追求するゆえの事業の遅滞に日鐵はいらだちをおぼえた。

第三は社宅街の視点で、戦後開発の社宅街を含め、少なくとも日鐵解体までに区画整理区域内外の社宅街用地は決定していた。それらの社宅用地は、日鐵の方針とは無関係に区画整理の方針によって定められ、点在することになった。このうち、日鐵が自由に土地を取得できたのは工場用地や区画整理区域外の敷地で、工場に近接する社宅街は工場建設のために特別に使用が許可された用地においてであった。とはいえ、都市計画と工場開発を同時に進めたことで、例外的に工場用地の一部を住居地域として指定することができた。

総じて、日鐵の新工場建設を契機として、国や県の主導で現在の広畑と周辺地域を巻き込み、都市計画を中心とした開発が急速に進んだ。こうした産業空間ができあがる過程に着目し、国や県の思惑を対置しつつ企業に目を配ることで、その戦略を相対的に把握できるが、国や県と日鐵が各々の思惑を投げ合い大きな齟齬を孕みつつ現在の都市的発展の素地を築いた。工場建設がなければ都市計画の実施はなかったし、都市計画がなければ稠密な経済的合理性のみを追求した開発に終わっていたであろう。広畑は、都市計画と企業戦略が同時進行する萌芽的事例のひとつであるといえる。

次稿では、日鐵が独自に開発した社宅街の施設配置と福利厚生施設の種類について論じたい。

謝辞

本稿執筆にあたり、谷川博昭氏をはじめ新日鐵住金(株)広畑製鐵所の皆様、出田昭仁氏をはじめ新日鉄興和不動産の皆様、東京大学経済学部図書館、国立公文書館、神戸地方法務局姫路支所、兵庫県公館県政資料館の皆様にご多大なご協力を頂きました。ここに記して感謝申し上げます。なお、本研究は旭硝子財団平成24年度研究助成(研究代表者・中野茂夫)、科学研究費助成金の若手(B)(課題番号22760495)と基盤(C)(課題番号25420664)の成果の一部です。

注

- 1) 日本製鐵の拡充計画については、日本製鐵株式会社史編集委員会編『日本製鐵株式会社史』(1959) p.p.68-70 および96-105に詳しい。

- 2) 中江研・角哲・中野茂夫・小山雄資「日本製鐵(株)広畑製鐵所の社宅街開発における住宅営団の関与と臨時農地等管理令の影響について」(日本建築学会計画系論文集 No.695, 2014.1) pp.207-216。なお、塩崎賢明が「住宅営団による住宅地開発と住環境の形成 - 大阪支所開発団地の特定と尼崎富田住宅の形成・変容過程 -」(住宅総合研究財団研究論文集 No.35, 2008, pp.25-36)で、広畑における住宅営団の活動に触れているが、同営団大阪支所の活動の全容を明らかにすることが主題で、概略紹介に留まる。
- 3) 石田頼房『日本近代都市計画史研究』(柏書房, 1987) p.13などに記述される通り同法の背景のひとつに都市の鉱工業があるから、こうした動向は自然な流れではある。また、大正9年1月に都市計画法が施行された都市は6大都市で、大正12年の八幡などから鉱工業都市にも適用されていく。
- 4) 長澤忠郎「兵庫県広畑(旧広)新興工業都市計画」(日本建築協会『建築と社会』, 1942.11) p.9
- 5) 岡田知弘「重化学工業化と都市の膨張」(成田龍一編『都市と民衆』吉川弘文館, 1993)。
- 6) 長島修『官営八幡製鐵所論 - 国家資本の経営史 -』(日本経済評論社, 2012)。
- 7) 沼尻晃伸『工場立地と都市計画 - 日本都市形成の特質 1905-1954 -』(東京大学出版会, 2002)
- 8) 前掲「重化学工業化と都市の膨張」p.206。
- 9) 前掲書 p.209。
- 10) 開田一博「1 八幡製鐵所(新日本製鐵株式会社八幡製鐵所)」(福岡県教育委員会編『福岡県の近代化遺産』(財)西日本文化協会, 1993) pp.19-52。
- 11) 室蘭には、拙稿「室蘭における日本製鐵を中心とした鉄鋼業社宅街の拡大と施設配置について - 室蘭における鉄鋼業社宅街 その1 -」(日本建築学会計画系論文集 No.657, 2010.11) pp.2701-2708, 「日本製鋼所と日本製鐵の福利厚生施設整備と室蘭の都市形成における役割について - 室蘭における鉄鋼業社宅街 その2 -」(同 No.689, 2013.7) pp.1613-1619, 釜石には「新日本製鐵(株)釜石製鐵所の社宅街について - 小佐野社宅 (1936 ~ 37), 小川社宅 (1940 ~ 41) -」(同 No.557, 2002.7) pp.319-325 などがある。
- 12) 藤森照信『明治の東京計画』(岩波書店, 1982)。
- 13) 中野茂夫『企業城下町の都市計画 野田・倉敷・日立の企業戦略』(筑波大学出版会, 2009) など。
- 14) 越澤明「戦時期の住宅政策と都市計画」(近代日本研究会『年報・近代日本研究 - 九 - 戦時経済』株式会社山川出版社, 1987) pp.257-288
- 15) 社宅研究会『社宅街 企業が育んだ住宅地』(学芸出版社, 2009)。
- 16) 土居義岳「高見住宅 / 北九州, 八幡」(片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会, 2000) pp.475-486。
- 17) 中川理『日本近代都市史』(建築史学会『建築史学』26号, 1996.7) pp.53-63。
- 18) 兵庫県『広区画整理誌』(同, 1960)。姫路市立図書館蔵。
- 19) 前掲「日本製鐵(株)広畑製鐵所の社宅街開発における住宅営団の関与と臨時農地等管理令の影響について」では、通勤の利便性を考慮すると、工場に近接して社宅街を開発する方が効率的であるが、広畑の用地には余裕があるにも関わらず、日鐵の一部の社宅街と住宅営団が開発した社宅街が工場から距離をとっている理由について臨時農地等管理令の影響から考察した。
- 20) 広畑製鐵所創業30周年記念事業推進委員会年史編さん分科会編『広畑製鐵所三十年史』(新日本製鐵株式会社広畑製鐵所, 1970)。
- 21) 広畑製鐵所五十年史編さん委員会『広畑製鐵所五十年史』(新日本製鐵株式会社広畑製鐵所, 1990)。北海道大学附属図書館蔵。
- 22) 広畑製鐵所尚和会文化部『鐵の響』を通覧し、関連記事を掲載する15号(1951.6)から365号(1980.2)までを用いた。新日鐵住金(株)広畑製鐵所蔵。
- 23) 広畑製鐵所総務課『広畑製鐵所年誌(創設時代)自昭和十一年七月至昭和十五年三月』、『同(建設時代)自昭和十五年四月至昭和十八年三月』、『同(操業時代)自昭和十八年四月至昭和二十年三月』(いずれも1961か)。東京大学経済学部図書館蔵。
- 24) 太平工業株式会社『建設を顧みて』(同, 1965), p.300, 掲載の経歴による。なお、本書は進來の一週忌に、進來要『建設ヲ顧ミテ』(日本製鐵株式会社輪西製鐵所, 1941)を編み直して再版したものである。
- 25) 進來要『建設ヲ顧ミテ』(日本製鐵株式会社輪西製鐵所, 1941)東京大学経済学部図書館蔵。
- 26) 兵庫県会事務局『兵庫県会史第參輯第參卷』(同, 1956)。兵庫県公館県政資料館蔵。
- 27) 広尋常高等小学校編『広村誌』(1940)。姫路市立図書館蔵。
- 28) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.p.5-6。なお、Pittsburghは1901年設立のU.S.Steel社、RuhrgebietはKrupp社(1810年, Essen), Gutehoffnungshütte社(1808年,

- Oberhausen), Thyssen 社 (1891 年, Duisburg) の鉄鋼メーカーがある。また、鞍山には 1918 年に南滿洲鉄道開発の鞍山製鉄所 (1929 年昭和製鋼所) が、大冶には 1938 年に占領した大冶鉄山があり日鐵が経営にあたった。
- 29) 前掲書 p.6。このほか「(一) 市場に近き故市場の要求に対して需要が敏活に応じ得ること (二) 副産品の利用価値大なること (三) 修繕又は加工及物品の購入等敏活、容易にして而も時間的にも値段的にも有利なること ... (五) 本社に近き故本社主脳者が終始往復して刺戟を与え得ること (六) 都会に近き故学会其他の刺戟に依り技術者の研究進みやすきこと」の 5 点である。ただし、問題点として原料の輸送コストと利益のバランスに言及している。また、前掲『広畑製鉄所三十年史』p.12 にも同様の指摘がある。
- 30) 前掲書 p.p.7-8。「沙域の如き更地に於ては結局根本となるべき人が集り難き事又近來喧しくなれる住宅問題、医療設備、娯楽設備及食料供給等の重要諸問題に難点を生じ ... 如何に土地広く水又豊醇にして原料に接近する等の好条件具備すと雖も建設には相当の年月を要するものなる故単にもののみを考へても旨くゆかぬものなり」との記述がある。
- 31) 「田圃の真中で地鎮祭 山田貯水池に村民大反対 当所の建設当時を聞く」(前掲『鐵の響』1957.7) pp.3-8。また、『広畑製鉄所三十年史』p.20 では、進来も戦後の座談会で同様の発言をしている。
- 32) 進来と異なり、足立は「当時鉄鋼の大消費地といえ大阪で、約八割はこゝで消費されていた」(前掲『鐵の響』1957.7) と述べ相違がある。
- 33) 前掲『広畑製鉄所三十年史』p.12。
- 34) 前掲『広畑製鉄所年誌』と足立の回顧では、候補地は 6 カ所、進来や前掲『日本製鉄株式会社史』、前掲『広畑製鉄所三十年史』は尾上を除く 5 カ所としている。なお、前掲『広畑製鉄所年誌』では昭和 11 年 10 月 12 ~ 16 日に海南を除く 4 カ所を調査、12 月中旬に 5 カ所を調査したことを記す。
- 35) 前掲『日本製鉄株式会社史』p.70。
- 36) 前掲書 p.103。
- 37) 前掲『広村誌』p.83。
- 38) 前掲『広畑製鉄所三十年史』p.17。
- 39) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.33。
- 40) 前掲書 p.26-27。
- 41) 前掲『鐵の響』p.4。
- 42) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.p.15-20。
- 43) 前掲『広畑製鉄所三十年史』p.p.15-16。前掲『日本製鉄株式会社史』p.102 も同じ内容を記している。
- 44) 前掲『広村誌』p.83。
- 45) 前掲『兵庫県会史第参輯第参卷』p.79。
- 46) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.p.23-24。
- 47) 前掲『鐵の響』p.5。但し、前掲『広畑製鉄所三十年史』p.21 では、堺が丙、尼崎が乙下と記されているが、いずれにせよ大阪へのアクセスの良い尼崎、堺の評価が低いことが分かる。
- 48) 前掲『広区画整理誌』p.6。
- 49) 『姫路市史 第五巻下 本編 近現代 2 付図』所収の復刻版の地図。兵庫県公館 県政資料館蔵。
- 50) 前掲「日本製鋼所と日本製鐵の福利厚生施設整備と室蘭の都市形成における役割について - 室蘭における鉄鋼業社宅街 その 2 -」。
- 51) 前掲『建設ヲ顧ミテ』pp.45-46。
- 52) 富士製鉄株式会社広畑製鉄所総務部『広畑製鉄所年次記録 自昭和 12 年至昭和 32 年』(1968) p.12。同書は前掲『広畑製鉄所年誌 (創設時代) 自昭和十一年七月至昭和十五年三月』の増補版といえ、内容の多くが重複する。
- 53) 前掲『建設を顧みて』p.300。
- 54) 前掲『広畑製鉄所年誌 (創設時代) 自昭和十一年七月至昭和十五年三月』pp.7-35、前掲『広畑製鉄所年誌 (建設時代) 自昭和十五年四月至昭和十八年三月』pp.3-6 記載の各年度の「主要事項」による。
- 55) 前掲『広区画整理誌』p.30。
- 56) 前掲書 p.30。
- 57) 前掲書 p.57。
- 58) 前掲書 p.55。
- 59) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.27。
- 60) 前掲『広区画整理誌』p.50。
- 61) 前掲『広畑製鉄所年誌 (創設時代) 自昭和十一年七月至昭和十五年三月』pp.9-12。大家新田の地主、小作人代表、勘兵衛新田、英賀保、広畑の漁業組合の計 5 件が記されている。
- 62) 前掲『広村誌』p.1。
- 63) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.27。
- 64) 前掲『広区画整理誌』p.58。
- 65) 前掲書 p.315。
- 66) 前掲書所収。
- 67) 『昭和十七年公文雜纂 都市計画二十二止 卷一三一』所収。国立公文書館蔵。
- 68) 引野通夫「新鉄都広の建設に就て」(都市研究会『都市公論』, 1938.7) p.17。
- 69) 前掲『広畑製鉄所三十年史』p.26。
- 70) 前掲『鐵の響』p.7。
- 71) 前掲『建設ヲ顧ミテ』p.p.29-30。
- 72) 前掲『広村誌』p.82。
- 73) 前掲『広区画整理誌』「刊行にあたり」(頁番号なし)。
- 74) 前掲書 p.67。
- 75) 前掲書 p.74。
- 76) 前掲『昭和十七年公文雜纂 都市計画二十二止 卷一三一』所収。国立公文書館蔵。
- 77) 前掲書所収「広畑都市計画指定の理由書」。
- 78) 前掲『広区画整理誌』p.207。
- 79) 前掲書 p.73。
- 80) 前掲書 p.76。
- 81) 前掲「日本製鐵(株)広畑製鉄所の社宅街開発における住宅営団の関与と臨時農地等管理令の影響について」。
- 82) 図面名称なし『高砂土地区画整理事業一件書類』(『高砂土地区画整理事業』昭和 17 年(度)) 所収。兵庫県公館県政資料館蔵。
- 83) 藤本清編『創業 25 周年記念誌』(富士製鉄株式会社広畑製鉄所, 1964) p.21。
- 84) 前掲『広区画整理誌』p.208。
- 85) 前掲『広村誌』p.3。
- 86) 前掲『建設ヲ顧ミテ』pp.41-42。
- 87) 昭和 13 年 5 月 6 日『兵庫県報』。兵庫県公館県政資料館所蔵。
- 88) 前掲『広区画整理誌』所収。
- 89) 前掲書 p.132。「兵庫県告示第 680 号 兵庫県施行都市計画事業土地区画整理施行規定第 7 条に依り、河川改修工事ノ為兵庫県ノ使用スル土地及日本製鉄ヲシテ使用セシムル其会社用地ニ該当スル区域ノ土地 並じ使用開始ノ時期左ノ如シ。昭和 13 年 8 月 31 日」。
- 90) 前掲「日本製鐵(株)広畑製鉄所の社宅街開発における住宅営団の関与と臨時農地等管理令の影響について」でも触れた通り、字五反長の土地の隣接地の一部は昭和 15 年 9 月 20 日に日鐵が取得している。

(2013年11月10日原稿受理、2014年4月16日採用決定)